

パーキングパーミット制度が開始します

「かながわ障害者等用駐車区画利用証（パーキングパーミット）制度」は、障がいのある方など「歩行が困難」、「移動に配慮が必要」な方に利用証を交付し、車いす使用者用駐車区画などの適正利用を推進する制度です。
 ※利用証が無くても優先駐車が必要な方であれば区間を利用できます。

対象者・確認書類・有効期間

利用証は次のいずれかに該当する方に交付されます。

詳しくは神奈川県ホームページをご覧ください。

URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit_shinsei.html



神奈川県ホームページ

問合せ 福祉課 ☎(81)5548

【高齢者など】

対象：要介護1以上

確認書類：介護保険被保険者証

有効期間：無期限

【妊産婦】

対象：母子健康手帳取得時〜出産（予定）日の翌日から1年までの方

確認書類：母子健康手帳

有効期間：母子健康手帳取得時〜出産（予定）日の翌日から1年

【けが人など】

対象：医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方

確認書類：医師の診断書または意見書、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）の両方

有効期間：必要な期間。ただし5年を上限とする。（診断書などに期間の記載がなく、必要な期間が不明な場合は診断書などの交付日から1年以内）

利用証の交付方法

○窓口での申請

確認書類をご持参のうえ福祉課に申請してください。

○電子申請または郵送による交付申請（県に申請）

利用証は、後口県から郵送します。交付まで、2週間から1か月程度お時間をいただきます。

【電子申請】 神奈川県のホームページから申請してください。

【郵送による申請】 交付申請書と確認書類の写しを同封し、左記送付先へ送付してください。住所の記載は不要です

T2331-85888

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課調整グループ



- 【知的障害者】
対象：療育手帳A2以上
確認書類：療育手帳
有効期間：無期限
- 【精神障害者】
対象：精神障害者保健福祉手帳1級
確認書類：精神障害者保健福祉手帳
有効期間：無期限
- 【難病患者】
対象：特定疾患医療受給者特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾患医療受給者
確認書類：特定疾患医療受給者証または特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証のいずれか
有効期間：無期限